

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

（11）スポーツを実施する者の安全・安心の確保

【政策目標】

スポーツを実施する者が、本人の希望しない理由等でスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われたりすることがないように、スポーツを実施する者の心身の安全・安心を確保する。

① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶

[現状]

- ・ 各スポーツ団体で暴力・虐待等の根絶に向けた取組が行われているが、その内容において団体ごとの差が大きい。
- ・ 無資格の指導者によって不適切な指導が行われたときに処分ができない等、十分な対応ができない場合がある。
- ・ 資格を保有せずスポーツ指導を行う指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ分野におけるあらゆる暴力・不適切指導等の根絶を図る。（再掲）

[具体的施策]

ア 国及びJ S P Oは、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。

※本項にも位置付けられる既出施策：（10）「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保」「c. スポーツ指導者の育成」エ（P.64）

【再掲部分引用】：：

（10）スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

c. スポーツ指導者の育成

[具体的施策]

エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、スポーツ分野におけるあらゆる暴力等の根絶に向けて、相談窓口のより一層の周知とその活用等を図る。

・・

② アスリートに対する^{ひぼう}誹謗中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止

[現状]

- ・ アスリートに対する SNS 等での^{ひぼう}誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントが、スポーツ界全体として問題となっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 関係省庁や団体等と連携して対処し、アスリートが安心してスポーツに取り組める環境づくりを進める。

[具体的施策]

※本項にも位置付けられる既出施策：(8)「② スポーツを通じた女性の活躍促進」ウ(P. 57)

【再掲部分引用】・・

(8) スポーツを通じた共生社会の実現

② スポーツを通じた女性の活躍促進

[具体的施策]

ウ 国は、スポーツを実施する者に対するインターネット上の^{ひぼう}誹謗中傷や、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害を防止するため、統括団体を始めとする関係団体等と連携してこれらの問題に関する意識啓発及び被害防止のための関係団体の取組事例の共有等に取り組むとともに、スポーツを実施する者に限らないこれらの問題に関する法制上の課題や対応等について検討を進める。

・・

③ スポーツ事故・スポーツ障害の防止

[現状]

- ・ 体育活動中の死亡事故を含む重大事故は、減少傾向にあるものの、依然として一定程度発生している状況にある。
- ・ 学校における熱中症の発生状況としては、中学校・高等学校での発生割合が 85%を超えており、その 70%以上が運動部活動中での発生となっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 多様な国民一人一人が安全・安心に、楽しくスポーツを実施できるような環境を整備する。

[具体的施策]

ア 国は、競技団体、地域スポーツクラブ等に対し、スポーツ安全に係る情報を発信し安全対策を促す仕組みを整備し、定期的に普及啓発を行う。

イ 国は、J S C及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実する。

ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、今後の気候変動の状況や競技の特性を踏まえ、スポーツ大会の開催時期等の見直しを図る。